

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月2日

【会社名】 NCホールディングス株式会社

【英訳名】 NC Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉川勝博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号 (注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【最寄りの連絡場所】 日本コンベヤ株式会社
大阪府大東市緑が丘二丁目1番1号

【電話番号】 072(872)2151

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 6,484,697,992円 (注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。
(注)1.NCホールディングス株式会社は、本届出書提出日現在において、未成立であるため、上記(本店の所在の場所)は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。
2.本届出書提出日現在において未確定であるため、日本コンベヤ株式会社(以下「日本コンベヤ」といいます。)の平成27年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,416,449株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。(注) 3、4

- (注) 1 日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注) 2 で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、NCホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成27年10月16日に開催された日本コンベヤの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 日本コンベヤは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により、当社が日本コンベヤの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における日本コンベヤの株主に対し、日本コンベヤの普通株式1株に対して0.1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本コンベヤの平成27年9月30日現在における株主資本の額(簿価)は6,484,697,992円であり、発行価額の総額のうち3,800,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成28年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 当該株式移転の理由及び目的

日本コンベヤグループを取り巻く環境は、政府主導の施策や堅調な企業収益を背景とする設備投資の増加による景気回復の兆しが見られるものの、為替相場や原油価格の急激な変動、建設業における労働者不足などは依然として不安定かつ不透明な状況にあります。日本コンベヤは、昭和24年の設立以来、大型コンベヤ関連事業を主力事業とし、立体駐車関連装置事業、人材派遣関連事業と、その事業内容を拡大してまいりましたが、こうした環境の中、今後さらなる成長を実現するためには、既存事業の競争力を強化するとともに、海外市場における事業展開、将来性・発展性のある新規事業への参入が課題となっております。また、我が国において、企業と資本市場に関する様々な変革が求められる中、日本コンベヤグループにおいても、柔軟かつ堅実なコーポレートガバナンス体制を構築する必要があります。

よって、日本コンベヤは、以下の目的をもって、持株会社体制へ移行いたします。

機動的なM&Aによる事業の多角化

当社が、グループ全体の経営計画策定などの全体戦略立案に特化し、経営環境の変化に迅速に対応した業務提携、M&Aを主導することによって、グループ事業の領域拡大を目指します。

グループ全体の競争力の向上

持株会社体制において、当社は、経営機能に集中することで、経営課題に機動的に対応し、資金・人材といった経営資源の適正な配分を行うことができます。グループ各社は、自らの権限と責任が明確化されることで、事業を取り巻く環境に応じた機動的な事業運営を行うことができ、またそれぞれの事業遂行に専念することで、専門性の向上と収益力の強化を図ることができます。このように当社の全体的な経営戦略のもと、個々の事業の価値創造力を強化することで、グループ全体としての競争力の向上を目指します。

コーポレートガバナンスの強化

持株会社体制においては、経営監督組織である当社と、事業遂行組織であるグループ会社が明確に分離されることとなります。そして、当社がグループ会社を管理・評価することにより、グループ全体におけるコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	NCホールディングス株式会社 (英文名: NC Holdings Co., Ltd.)	
(2) 所在地	東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号	
(3) 代表者及び 役員就任予定者	取締役会長 高山 允 伯	現 日本コンベヤ 取締役会長
	代表取締役社長 吉川 勝 博	現 日本コンベヤ 代表取締役社長
	取締役 田中 太一郎	現 日本コンベヤ 常務取締役
	取締役 中尾 俊 哉	現 日本コンベヤ 常務取締役
	取締役 石田 稔 夫	現 日本コンベヤ 常務取締役
	取締役 大東 日出和	現 日本コンベヤ 取締役
	取締役 高山 正 大	現 日本コンベヤ 取締役
	監査等委員である取締役(社外) 香西 卓	現 日本コンベヤ 取締役 (監査等委員) (社外)
	監査等委員である取締役(社外) 高田 明 夫	現 日本コンベヤ 取締役 (監査等委員) (社外)
	監査等委員である取締役(社外) 藤枝 政 雄	現 日本コンベヤ 取締役 (監査等委員) (社外)
(4) 主な事業内容	コンベヤ関連、立体駐車装置関連、人材派遣関連を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務	
(5) 資本金の額	3,800,000,000円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と日本コンベヤの状況は、以下のとおりとなる予定です。

日本コンベヤは、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携 等
		当社 役員	当社 従業員							
(連結子会社) 日本コンベヤ	大阪府 大東市 (注)	3,851	コンベヤ関連、立体駐車装置関連、人材派遣関連	100.0%	10	無	未定	未定	未定	未定

(注) 日本コンベヤは、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日付で、本店所在地を東京都千代田区に変更するための定款変更を行う予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、日本コンベヤは当社の完全子会社になります。当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日時点の状況は、以下のとおりです。

< 関係会社の状況 >

名称	住所	資本金又は 出資金(千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) エヌエイチパーキングシステムズ株式会社	東京都港区	250,000	立体駐車装置 関連	86.0		立体駐車装置の製作、販売。 役員の兼任... 2名
(連結子会社) キャリアスタッフネットワーク株式会社	東京都豊島区	100,000	人材派遣関連	100.0		人材派遣。 役員の兼任... 1名
(連結子会社) エヌエイチサービス株式会社	大阪市中央区	11,000	立体駐車装置 関連	86.0 (86.0)		立体駐車装置のメンテナンス。 役員の兼任...無
(その他の関係会社) TCSホールディングス株式会社	東京都中央区	100,000	不動産の賃貸、株式の所有及び管理		30.3 (29.1)	資本業務提携。 役員の兼任... 3名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。
 2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合です。
 3 エヌエイチパーキングシステムズ株式会社は、特定子会社です。
 4 エヌエイチパーキングシステムズ株式会社については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントに占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
 5 上記以外に小規模な持分法非適用非連結子会社が2社あります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

資本関係

本株式移転により、日本コンベヤは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

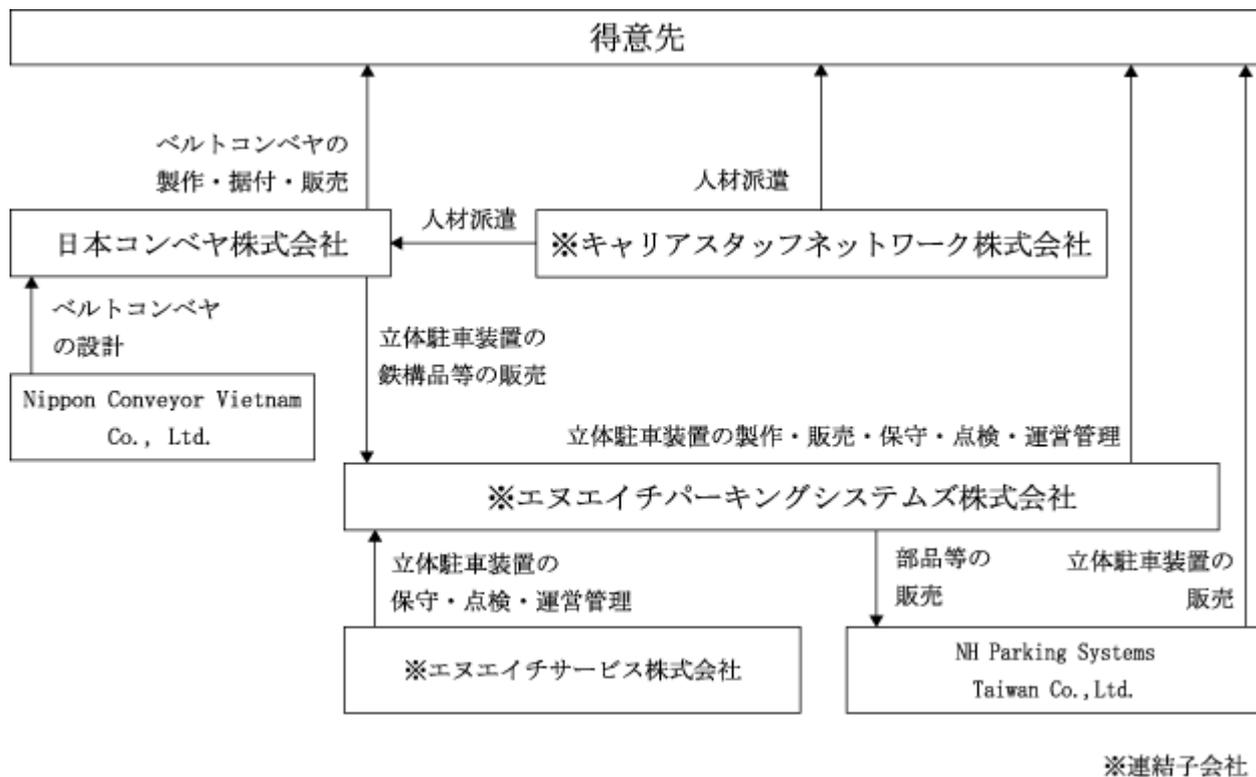
役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である日本コンベヤと関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

日本コンベヤは、臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、日本コンベヤを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)の作成を平成27年10月16日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本コンベヤの株主に対し、その保有する日本コンベヤの普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2．株式移転計画の内容

本株式移転の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書

日本コンベヤ株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「NCホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「NCホールディングス株式会社」とし、英文では「NC Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「NCホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

高山 允 伯

吉川 勝 博

田中 太一郎

中尾 俊 哉

石田 稔 夫

大東 日出和

高山 正 大

2. 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

香西 卓

高田 明 夫

藤枝 政 雄

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に0.1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.1株の割合をもって割り当てる。

3. 前2項の規定に基づき、甲の株主に対し交付しなければならない乙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、乙は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

3,800,000,000円

(2) 資本準備金の額

1,200,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成28年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成27年12月18日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 前項に定める臨時株主総会の日は、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第9条 甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時まで消却するものとする。

(事情変更)

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成27年10月16日

甲：大阪府大東市緑が丘二丁目1番1号
日本コンベヤ株式会社
代表取締役社長 吉川 勝博

NCホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、NCホールディングス株式会社と称し、英文ではNC Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 各種コンベヤの製作および販売
- (2) 立体駐車場の製作および販売
- (3) コンベヤおよび立体駐車場に関連する附帯機器の製作、販売および関連工事の施工
- (4) 物流機械および装置の製作、販売および工事の施工
- (5) 土木建築用機械・装置および機材の製作、販売および賃貸
- (6) 土木工事および建築工事の設計、監理および請負
- (7) 土地および建物の売買、貸借および造成建設工事の施工
- (8) 住宅地の経営および不動産の管理業務
- (9) 各種産業用、環境用諸機械、設備、プラントおよび鉄構類の製作、修理および販売
- (10) コンピュータに関するソフトウェアの開発および販売
- (11) 固形化燃料製造装置および同設備の販売、設置、修理および保守
- (12) 産業廃棄物の熱処理機器および燃焼処理機器の製作、販売および関連工事の施工
- (13) 建築用装飾資材および道路の舗装用化粧材の製作、販売および関連工事の施工
- (14) 金属加工機械の販売
- (15) 発電機設備の販売、設置、修理および保守
- (16) 機械器具設置工事業およびとび・土工工事業
- (17) 鋼構造物工事業
- (18) 各種鉄鋼構造物の製作、据付および修繕
- (19) 一般労働者派遣事業
- (20) 前各号に附帯関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役への業務執行の決定の委任)

- 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

- 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

2. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
4. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息を付けない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成29年3月31日までとする。

(報酬等)

第2条 第27条の規定にかかわらず、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、総額金1億8千万円以内(ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれない。)とする。

2. 第27条の規定にかかわらず、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の額は、総額金5千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

	NCホールディングス株式会社 (完全親会社)	日本コンベヤ株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	0.1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、日本コンベヤの普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定) : 6,416,449株

上記新株式数は、日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、日本コンベヤ単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の日本コンベヤの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する日本コンベヤの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

日本コンベヤの普通株式の単元株式数は、1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1 . 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

株式買取請求権の行使について

日本コンベヤの株主が、その有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

日本コンベヤの株主による議決権の行使の方法としては、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、日本コンベヤの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本コンベヤに提出する必要があります。)。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成27年12月17日午後5時10分までに日本コンベヤに送付することにより議決権を行使することができます。

なお、議決権行使書に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、平成27年12月15日までに、日本コンベヤに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、日本コンベヤは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における日本コンベヤの株主に割り当てられます。株主は、自己の日本コンベヤの株式が記録されている振替口座簿に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2 . 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

8 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本コンベヤは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、日本コンベヤの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本コンベヤの本店において平成27年12月4日よりそれぞれ備え置くこととします。

は、平成27年10月16日開催の日本コンベヤの取締役会において承認された本株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに本株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、日本コンベヤの平成27年3月期の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本コンベヤの営業時間内に日本コンベヤの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記「ないし」に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転計画作成等承認取締役会	平成27年10月16日
臨時株主総会基準日公告	平成27年10月17日
臨時株主総会基準日	平成27年10月31日
株式移転計画等承認臨時株主総会	平成27年12月18日(予定)
上場廃止日	平成28年3月29日(予定)
当社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成28年4月1日(予定)
当社株式上場日	平成28年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本コンベヤの株主が、その所有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの最近事業年度の主要な連結経営指標等は、以下のとおりです。これら日本コンベヤの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次 決算年月	第63期 平成23年3月	第64期 平成24年3月	第65期 平成25年3月	第66期 平成26年3月	第67期 平成27年3月
売上高 (千円)	11,590,529	10,317,381	8,904,029	11,112,001	8,501,223
経常利益 (千円)	20,311	310,427	87,705	871,876	353,170
当期純利益又は当期純損失() (千円)	131,906	88,014	71,939	674,568	209,890
包括利益 (千円)	153,226	85,175	44,837	732,582	365,556
純資産額 (千円)	6,709,536	6,707,181	6,582,181	7,516,618	7,714,712
総資産額 (千円)	12,121,762	13,428,274	11,650,154	13,442,580	12,828,889
1株当たり純資産額 (円)	104.48	104.57	102.82	112.60	116.21
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	2.10	1.41	1.15	10.58	3.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	54.1	48.6	54.9	54.5	58.6
自己資本利益率 (%)	2.0	1.3	1.1	9.8	2.8
株価収益率 (倍)		58.2		13.3	64.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,268	1,383,830	561,768	1,300,566	1,457,007
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	124,672	50,163	15,425	27,319	165,536
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	284,190	558,812	481,264	490,096	512,653
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,579,967	5,482,386	5,592,411	6,441,552	4,647,172
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (人)	244 〔49〕	231 〔51〕	240 〔60〕	265 〔160〕	263 〔154〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 第63期、第65期は当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成27年10月16日 日本コンベヤの取締役会において、日本コンベヤの単独株式移転により純粋持株会社(完全親会社)「NCホールディングス株式会社」を設立することを決議

平成27年12月18日(予定) 日本コンベヤの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本コンベヤがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成28年4月1日(予定) 日本コンベヤが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、日本コンベヤの沿革につきましては、日本コンベヤの有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は持株会社として、子会社等の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となる日本コンベヤは、子会社5社により構成され(平成27年9月30日現在)、コンベヤ関連、立体駐車装置関連の製作、販売及び関連工事の施工及び人材派遣関連を主要な事業としております。

日本コンベヤと関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

コンベヤ関連・・・日本コンベヤがベルトコンベヤ及び附帯機器の製作、据付、販売をしております。製作のうち設計業務の一部についてはNippon Conveyor Vietnam Co., Ltd.が行っております。

立体駐車装置関連・エヌエイチパーキングシステムズ株式会社(特定子会社)が立体駐車装置の製作、販売及び関連工事を施工しております。保守・点検・運営管理は、主としてエヌエイチサービス株式会社が行っております。一部主要機器・鉄構品等については日本コンベヤが製作しております。また、NH Parking Systems Taiwan Co., Ltd.に対して部品等を販売し、海外向けの立体駐車装置の販売を行っております。

人材派遣関連・・・キャリアスタッフネットワーク株式会社が人材派遣事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。
平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
コンベヤ関連	80〔15〕
立体駐車装置関連	151〔37〕
人材派遣関連	38〔91〕
その他	3〔2〕
全社(共通)	12〔2〕
合計	284〔147〕

(注) 従業員数は就業人員数(日本コンベヤグループからグループ外への出向者を除き、グループ外から日本コンベヤグループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。
なお、臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託社員を含み、派遣社員は除いております。

(2) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定ですが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

平成27年9月30日現在			
従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
95〔18〕	42.6	13.0	6,086

セグメントの名称	従業員数(人)
コンベヤ関連	80〔15〕
その他	3〔2〕
全社(共通)	12〔1〕
合計	95〔18〕

(注) 1 従業員数は就業人員数(日本コンベヤから日本コンベヤ外への出向者を除き、日本コンベヤ外から日本コンベヤへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。なお、臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託社員を含み、派遣社員は除いております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合等の状況

連結会社の状況

日本コンベヤグループには、JAM日本コンベヤ労働組合が組織されており、組合員数は平成27年9月30日現在129人です。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により日本コンベヤの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における日本コンベヤの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなることが想定されます。日本コンベヤの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において日本コンベヤが判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の異常な変動に係るもの

平成27年3月期においては、政府主導の施策や堅調な企業収益を背景として景気回復の兆しが見られる中で、コンベヤ関連では、復興関連のコンベヤ案件が大幅に減少しましたが、立体駐車装置新設案件の納入、メンテナンスが堅調に推移しました。また、コスト低減、経費の圧縮など徹底した合理化を推進しましたが、営業利益は297,472千円、経常利益は353,170千円、当期純利益は209,890千円となりました。なお、当期の異常な変動に係るものはありません。

コンベヤ関連、立体駐車装置関連ともに、依然として価格競争が激しく、コストダウンに努めていますが、採算面で厳しい案件があります。鉄構品の製作では鋼材等の原材料価格の変動が原価の一部に影響します。コンベヤプラントの大型案件などでは完成までに長期間を要し、客先事情等で納期が延期されることがあります。工事契約案件については工事進行基準を適用しておりますが、安定的な事業である立体駐車装置のメンテナンスやコンベヤ部品販売等以外では工事の進捗状況により売上高や利益が変動することがあります。海外向けの案件では外貨建ての決済があり、海外調達の仕入れとバランスさせること等により為替リスクの回避に努めていますが、為替変動の影響を受けます。他社との製品上の競合関係において、より有利な地位を占めるために、自社単独又は他社との共同による新機種の開発に取り組んでおりますが、目的どおりの新機種を開発できない場合は、将来の成長と収益性を低下させ、業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、他社との提携について、販売、調達、開発などで、提携による結果を享受できない可能性もあります。

人材派遣関連においても、TCSホールディングスグループ各社との連携を深め、ノウハウ構築による拡大が図れない場合は、規制緩和に対応できないリスクがあります。

(2) キャッシュ・フローの異常な変動に係るもの

平成27年3月期においては、営業活動によるキャッシュ・フローは売上債権の増加、棚卸資産の増加、法人税等の支払額等により1,457,007千円減少、投資活動によるキャッシュ・フローは定期預金の払出しによる収入、投資有価証券の取得による支出、売却による収入等により165,536千円増加、財務活動によるキャッシュ・フローは長期借入金の返済による支出、自己株式の取得による支出等により512,653千円減少し、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は4,647,172千円となりました。異常な変動に係るものはありません。

なお、日本コンベヤのコンベヤ案件及び立体駐車装置の大型案件につきましては、受注から納品、代金回収まで長期間を要するものが多く、このような案件の入金条件、時期によって、営業活動によるキャッシュ・フローが大きく変動することがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本コンベヤの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本コンベヤの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本コンベヤの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成28年4月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,600,000
計	17,600,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,416,449	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。
計	6,416,449		

(注) 上記は、日本コンペヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、日本コンペヤの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。日本コンペヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンペヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成28年4月1日	6,416,449 (予定)(注)	6,416,449 (予定)(注)	3,800	3,800	1,200	1,200

(注) 上記は、日本コンペヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、日本コンペヤの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。日本コンペヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンペヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	24	51	94	26	12	6,545	6,752	
所有株式数(単元)	0	6,749	2,261	20,841	488	67	34,896	65,302	259,955
所有株式数の割合(%)	0.0	10.3	3.5	31.9	0.8	0.1	53.4	100.0	

(注) 自己株式1,397,457株は「個人その他」に1,397単元、「単元未満株式の状況」に457株含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,397,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,905,000	63,905	
単元未満株式	普通株式 259,955		単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	65,561,955		
総株主の議決権		63,905	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成28年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本コンベヤ	大阪府大東市緑が丘 二丁目1番1号	1,397,000		1,397,000	2.1
計		1,397,000		1,397,000	2.1

(注) 日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主への安定的な配当を最も重要な政策と位置づけて、業績に見合った配当を実施するとともに、将来の事業展開に必要な内部留保の充実に努めることを基本方針として経営にあたってまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とする予定です。当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定める予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	119	115	91	213	325
最低(円)	57	69	68	72	110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	215	206	254	242	199	188
最低(円)	192	182	157	177	178	175

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性10名 女性 名（役員のうち女性の比率 %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する日本コンベヤの株式数(株) (2)割り当てられる当社の株式数(株)
取締役会長		高山 允 伯	昭和18年2月4日生	昭和49年9月 東京コンピュータサービス㈱ (現：T C Sホールディングス ㈱) 代表取締役社長(現任) 平成13年6月 武藤工業㈱(現：M U T O Hホ ールディングス㈱) 取締役会長(現 任) 平成15年6月 アンドール㈱取締役会長(現任) ㈱テクノ・セブン取締役会長(現 任) 平成23年6月 ㈱セコニック(現：㈱セコニック ホールディングス) 取締役会長 (現任) 平成25年6月 ㈱アイレックス取締役会長(現任) 平成25年6月 日本コンベヤ㈱取締役会長に就任 (現任) 平成26年6月 明治機械㈱取締役会長(現任)	(注) 2	(1)15,000 (2)1,500
代表取締役 取締役社長		吉川 勝 博	昭和27年10月15日生	昭和51年4月 日本コンベヤ㈱入社 平成12年4月 同社 技術本部コンベヤ設計部長 平成16年6月 同社 ㈱取締役 平成16年6月 同社 コンベヤ事業本部副本部長 平成22年4月 同社 コンベヤ事業部長 平成23年6月 同社 コンベヤ事業部長兼生産担 当 平成26年4月 同社 コンベヤ事業部長 平成27年6月 同社 代表取締役社長に就任(現 任)	(注) 2	(1)30,000 (2)3,000
取締役		田中 太 一郎	昭和34年1月3日生	昭和56年4月 日立造船㈱入社 平成18年7月 エヌエイチパーキングシステムズ ㈱入社・営業部長 平成20年6月 同社 取締役営業本部長 平成23年6月 日本コンベヤ㈱取締役営業担当 平成26年6月 エヌエイチパーキングシステムズ ㈱代表取締役社長(現任) 平成27年6月 日本コンベヤ㈱常務取締役に就任 (現任)	(注) 2	(1)14,000 (2)1,400
取締役		中尾 俊 哉	昭和33年2月2日生	平成21年12月 東京コンピュータサービス㈱入 社・経理部部长 平成24年6月 アイレックスシステム㈱取締役 平成25年4月 T C Sホールディングス㈱関連企 業管理本部部长 平成25年6月 日本コンベヤ㈱取締役 平成27年4月 同社 社長室長(現任) 平成27年4月 キャリアスタッフネットワーク㈱ 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 T C Sホールディングス㈱取締役 関連企業管理本部部长(現任) 平成27年6月 日本コンベヤ㈱常務取締役に就任 (現任) 同社 東京本部長(現任)	(注) 2	(1)3,000 (2)300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有する日本コンベヤの株式数(株) (2)割り当てられる当社の株式数(株)
取締役		石田 稔夫	昭和29年1月4日生	昭和52年4月 平成13年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成27年6月	日本コンベヤ(株)入社 同社 管理本部経理部長 同社 取締役 同社 管理本部長(現任) 同社 常務取締役に就任(現任)	(注) 2	(1)38,000 (2)3,800
取締役		大東 日出和	昭和34年1月28日生	昭和57年4月 平成12年12月 平成17年10月 平成20年4月 平成20年12月 平成22年6月 平成23年7月 平成25年2月 平成27年6月 平成27年6月	マルマン(株)入社 同社 取締役 同社 取締役副社長 ㈱ラフィーナ財務総研 取締役 ㈱明成商会 管理部部長 同社 取締役(現任) ㈱セコニック通商 代表取締役社長 ソーラー・エレクトロ・パワー(株) 取締役 ソーラー・エレクトロ・パワー(株) 代表取締役社長(現任) 日本コンベヤ(株)取締役に就任(現任) 同社 太陽光発電事業部長(現任)	(注) 2	
取締役		高山 正大	昭和55年7月30日生	平成15年7月 平成19年6月 平成20年9月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成26年6月 平成27年6月 平成27年6月 平成27年6月 平成27年6月	㈱テクノ・セブンシステムズ取締役 役 ㈱テクノ・セブン取締役(現任) インターネットウェア(株)代表取締 役社長(現任) ㈱テクノ・セブンシステムズ代表 取締役社長(現任) 武藤工業(株)取締役(現任) 東京コンピュータサービス(株)取締 役(現任) 日本コンベヤ取締役に就任(現任) T C Sホールディングス(株)取締役 (現任) シグマトロン(株) 取締役(現任) コムシス(株) 取締役(現任) オープンシステムテクノロジー(株) 取締役(現任)	(注) 2	
取締役 (監査等委員)		香西 卓	昭和28年10月1日生	昭和54年4月 平成23年12月 平成27年6月 平成27年6月 平成27年6月	松下電器産業(株)入社 ㈱アクトピラ 代表取締役社長 日本コンベヤ(株)取締役(監査等委員) に就任(現任) ㈱テクノ・セブン取締役(現任) アプライアンス & デジタルソ リューション(株) 常務取締役(現 任)	(注) 3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有する日本コンベヤの株式数(株) (2)割り当てられる当社の株式数(株)
取締役 (監査等委員)		高田 明 夫	昭和23年10月17日生	昭和53年 5月 平成17年12月 平成20年 1月 平成20年 4月 平成20年 4月 平成20年 6月 平成23年 6月 平成27年 3月 平成27年 6月	検事任官(大阪、神戸等の地検検事歴任) 宮崎地方検察庁検事正 検事退官 弁護士登録 高田明夫法律事務所開設 日本コンベヤ(株)監査役 (株)エイチアンドエフ社外監査役(現任) アトラ(株)社外取締役(現任) 日本コンベヤ(株)取締役(監査等委員)に就任(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)		藤 枝 政 雄	昭和42年 5月29日生	平成 7年 3月 平成11年 9月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成27年 6月	日本公認会計士協会登録 藤枝政雄公認会計士事務所開設 日本コンベヤ(株)監査役 (株)T Bグループ社外取締役(現任) 日本コンベヤ(株)取締役(監査等委員)に就任(現任)	(注) 3	
計							(1)100,000 (2)10,000

(注) 1. 取締役 香西卓、高田明夫および藤枝政雄は、社外取締役(監査等委員)です。

2. 当社の設立日である平成28年4月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

3. 当社の設立日である平成28年4月1日から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

4. 取締役 高山正大は取締役会長 高山允伯の子息です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性を高めるため公正な経営の実現を重要課題としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行を監督する機関と位置づけております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともにインターネットを通じて財務情報の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めてまいります。

また当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化することができ、コーポレート・ガバナンスを更に充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。

なお、会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人を予定しております。

役員報酬

当社は、取締役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。

当社の役員報酬の上限につきましては、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの基本報酬と賞与を合わせた報酬等の額を、監査等委員である取締役以外の取締役について総額金1億8千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。)、監査等委員である取締役については、総額金5千万円以内とする予定です。

取締役の定数及び選任決議

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は12名以内、監査等委員である取締役の員数は4名以内とする予定です。

取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役及び会計監査人との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。これは、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)として優秀な人材を招聘することを目的とするものです。

また当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。これは、会計監査人として優秀な人材を招聘することを目的とするものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

a) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

b) 剰余金の配当等

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定です。

c) 取締役の責任免除

当社は、取締役がその役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定める予定です。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、客観的な立場から取締役の職務執行を監視しております。また、社外取締役のうち1名は、公認会計士の資格を取得しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査につきましては内部監査室(2名で構成)と内部統制評価チームが、監査等委員会、会計監査人と相互に連携し内部監査を行っております。また、内部監査室と監査等委員会は、毎月1回連絡会議を開催しております。

内部統制の有効性及び業務進行状況について、当社監査等委員会とグループ各社監査役及び当社の内部監査室が連携して、グループ各社及び各事業場を対象に業務監査を計画的に実施しており、監査結果は取締役会に報告しております。

監査等委員である社外取締役

a) 監査等委員である社外取締役の員数並びに当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役10名のうち3名を社外取締役かつ監査等委員である取締役とする予定です。社外取締役は、それぞれ他社の社外取締役、社外監査役に就任しておりますが、それらの会社と当社には、人的関係、資本的關係、取引関係、その他の利害関係はありません。

b) 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、当社との間で重要な利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有しており、専門知識、経験等が当社の監査体制の強化に生かせると判断できる方を選任しております。社外取締役は、弁護士及び公認会計士の資格を有するものがおり、取締役会、監査等委員会に出席し、専門的見地から発言を行っております。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定です。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる日本コンベヤの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成27年6月30日提出)及び四半期報告書(平成27年8月11日及び平成27年11月13日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年3月31日までとする予定です。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円(消費税等を含まず)とする。
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月30日 近畿財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第68期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日 近畿財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月16日近畿財務局長に提出。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 記載の平成27年10月16日付臨時報告書の訂正報告書)を平成27年10月27日近畿財務局長に提出。

訂正報告書(上記 記載の平成27年10月16日付臨時報告書の訂正報告書)を平成27年11月20日近畿財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本コンベヤ株式会社東京本部

(東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号ヒルトップ神田ビル)

第六部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日本コンベヤの平成27年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	平成27年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
豊栄実業株式会社	東京都杉並区荻窪5丁目29番11号	3,186	4.9
シグマトロン株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号	1,560	2.4
日本コンベヤ取引先持株会	大阪府大東市緑が丘2丁目1番1号	1,213	1.9
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,196	1.8
ハイテクシステム株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号	1,133	1.7
インターネットウエア株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号	1,051	1.6
北部通信工業株式会社	福島県福島市伏拝沖27番1号	1,044	1.6
MUTOHホールディングス株式会社	東京都世田谷区池尻3丁目1番3号	972	1.5
山内 正義	千葉県浦安市	920	1.4
東京コンピュータサービス株式会社	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号	881	1.3
計		13,157	20.1

(注) 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、日本コンベヤとして網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。